



## インボイス制度が始まることを知っていますか？

インボイス制度が来年10月1日から始まることをご存知でしょうか。インボイス制度とは、適格請求書（以下、インボイスという）と呼ばれる一定の要件を満たす請求書等のやり取りを通じ、インボイスを受け取った事業者のみ、消費税の仕入税額控除※をできるようにする制度です。インボイス制度に対応していない場合、消費税の納税負担が増えることにより、事業者は大きな影響を受ける可能性があります。

※仕入税額控除とは、事業者の売上に係る消費税額から仕入に係る消費税額を差し引き、その差額を納付するルール

### インボイス制度により変わること

自社が消費税の仕入税額控除を行うためには、仕入先が発行したインボイスが必要になります。また、自社の販売先が消費税の仕入税額控除を行うためには、販売先へインボイスを発行することが必要になります。インボイス制度に対応していないと、自社や販売先の消費税の納税負担が増加することになり、ひいては販売先からの取引解消につながる可能性があります。こうした事態を避けるためインボイス制度についてよく理解することが大切です。

インボイスを発行するには、税務署長に登録申請を行い、インボイス発行事業者としての登録と登録番号の発行を受ける必要があります。課税事業者のみ登録を受けることができます。また、インボイスの記載事項は以下のとおりです。

### インボイスの記載事項

- ① 発行者の氏名または名称
- ② **登録番号**
- ③ 取引年月日
- ④ 取引の内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ⑤ 税率ごとに区分して合計した対価の額および**適用税率**
- ⑥ **税率ごとに区分した消費税額等**
- ⑦ 受領者の氏名または名称

従来の請求書と比べ②⑤⑥の**下線部分**が追加となります。



### インボイス発行事業者登録申請のスケジュール

インボイス発行事業者登録申請はすでに始まっています。2023年10月1日からインボイスを発行するには、2023年3月31日までに登録申請を済ませる必要があります。

登録申請は  
2021年（令和3年）10月1日  
から始まっています

2021年（令和3年）  
10月1日

2023年（令和5年）10月1日から  
インボイスを発行するには、原則として  
**2023年（令和5年）3月31日**  
までに登録申請を行う必要があります

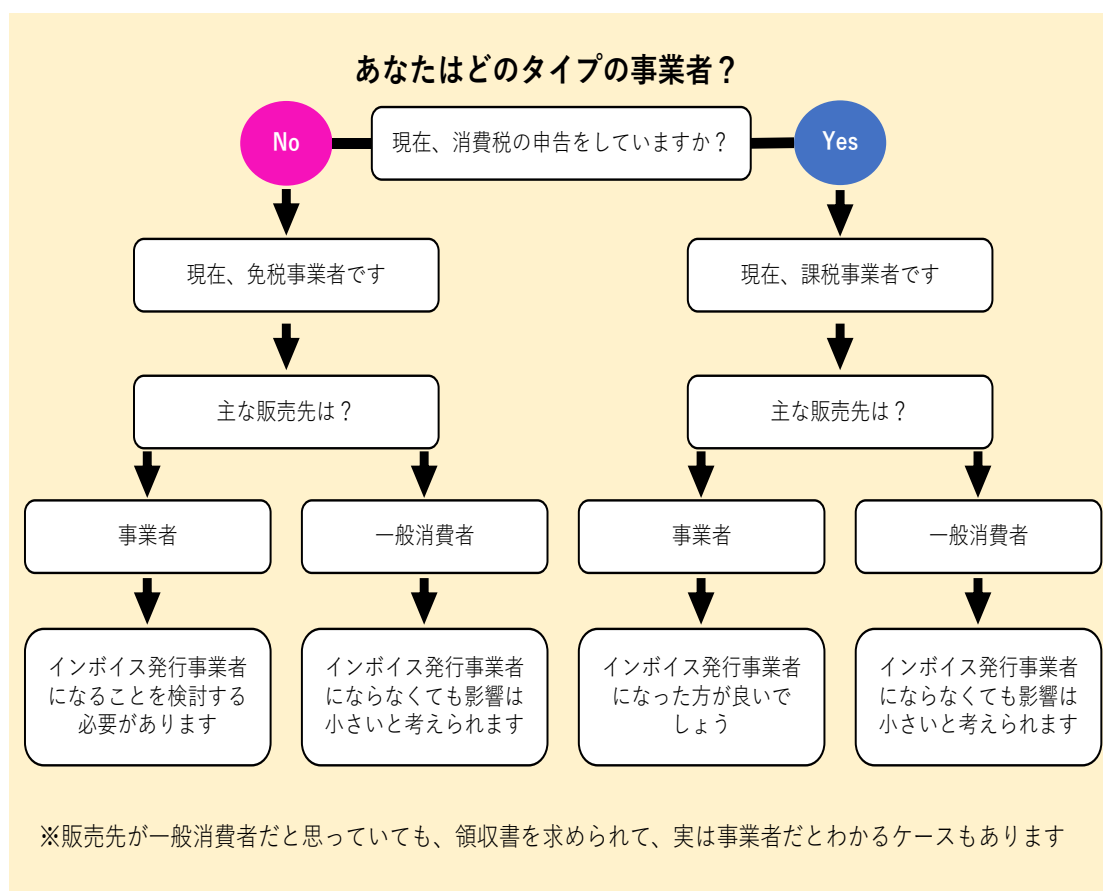
2023年（令和5年）  
3月31日

**2023年（令和5年）  
10月1日**

## 課税事業者と免税事業者

消費税制度の下では、事業者は「課税事業者」と「免税事業者」の2つに分かれます。課税事業者とは国・地方に消費税を納める義務を負っている事業者のことです。一方、免税事業者とは消費税の納税義務を免除されている事業者です。原則として、個人の場合は前々年、法人の場合は前々年度の課税売上高が1,000万円を超える事業者は課税事業者となります。

今後、インボイス発行事業者になるかどうか、まだ決めかねている方は、以下のフローチャートをご確認ください。



出所) 日本商工会議所 中小企業・小規模事業者のためのインボイス制度対策より抜粋

消費税およびインボイス制度の詳細については、国税庁のホームページ (<https://www.nta.go.jp>) をご確認ください。

### ◆インボイス制度のご相談は岐阜信用金庫へ

岐阜信用金庫では、お取引先企業のインボイス制度への対応支援策として、現在サービス展開中の Big Advance にて対応ツールの追加を2023年1月に予定しております。詳細情報については後日お知らせいたします。Big Advance についてもご興味のある方は是非、お取引先店舗までご相談ください。